

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課

「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」
の一部訂正に伴う差替えについて

令和 6 年 4 月 16 日付けで、地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長、及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長宛てに発出した「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について（保医発 0416 第 21 号）」について、下記のとおり訂正がございました。つきましては、別紙のとおり、訂正後の通知をお送りいたしますので、差替えをお願いします。

記

箇所	正	誤
記の 5（2）②	② 別添 3 区分 0 1（5）イ中「及びトラロキヌマブ製剤」を「、トラロキヌマブ製剤及びエフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤」に改める。	② 別添 3 区分 0 1（5）イ中「 <u>及びジルコプランナトリウム製剤</u> 」を「 <u>及びトラロキヌマブ製剤</u> 」を「、トラロキヌマブ製剤及びエフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤」に改める。
記の 5（2）③	③ 別添 3 別表 2 中「及びトラロキヌマブ製剤」を「、トラロキヌマブ製剤及びエフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤」に改める。	③ 別添 3 別表 2 中「 <u>及びジルコプランナトリウム製剤</u> 」を「 <u>及びトラロキヌマブ製剤</u> 」を「、トラロキヌマブ製剤及びエフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロ

		ニダーゼ アルファ配合剤」に改める。
記の 5 (2) ④	別添 3 別表 3 中「 <u>トラロキヌマブ製剤</u> 」の次に「 <u>エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤</u> 」を加える。	別添 3 別表 3 中「 <u>及びトラロキヌマブ製剤</u> 」を「 <u>、トラロキヌマブ製剤及びエフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤</u> 」に改める。

(別紙：訂正後通知)

保医発 0416 第 21 号
令和 6 年 4 月 16 日

地方厚生（支）局医療課長	}	殿
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）長		
都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）長		

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「揭示事項等告示」という。）及び特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号。以下「特掲診療料告示」という。）が令和6年厚生労働省告示第188号、令和6年厚生労働省告示第189号及び令和6年厚生労働省告示第190号をもって改正され、令和6年4月17日から適用（ただし、令和5年厚生労働省告示第189号の改正規定は、令和6年7月1日から適用）することとされたところですが、その概要及び関係通知の改正は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬7品目及び注射薬8品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品（外用薬1品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。

- (3) (1)及び(2)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	7, 2 7 1	3, 5 7 5	2, 0 6 1	2 6	1 2, 9 2 3

- (4) 「薬価算定の基準について」（令和6年2月14日付け保発0214第1号）第3章第4節4の規定に該当し、費用対効果評価が実施された品目（内用薬3品目）について、その評価結果に基づき、価格調整を行ったものであること。
- (5) (4)による改定後の薬価調整後の薬価は、令和6年7月1日から適用されるものであり、それまでは従来の薬価が適用されること。

2 揭示事項等告示の一部改正について

- (1) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継等に伴い販売名が変更され、新たに薬価基準に収載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬12品、注射薬15品目、外用薬5品目）について、揭示事項等告示の別表第1又は別表第2に収載することにより、令和6年10月1日以降又は令和7年4月1日以降、保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品から除外するものであること。
- (2) (1)により揭示事項等告示の別表第1に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	5 0	1 7	8	0	7 5

- (3) (1)により揭示事項等告示の別表第2に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	1 7 5	1 3 1	4 3	0	3 4 9

- (4) エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤について、揭示事項等告示第10第1号の「療担規則第20条第2号ト及び療担基準第20条第3号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」として定めた

ものであること。

- (5) 新医薬品（医薬品医療機器等法第 14 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する新医薬品をいう。）については、揭示事項等告示第 10 第 2 号(1)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限（14 日分を限度とする。）が適用されるが、新たに当該制限の例外とした新医薬品は、次のとおりであること。

・ゾキンヴィカプセル 50mg、ゾキンヴィカプセル 75mg

3 特掲診療料告示の一部改正について

エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤について、特掲診療料告示別表第 9 「在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬」として定めたものであること。

4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) ボイデヤ錠 50mg

本製剤の効能又は効果に関連する使用上の注意において、「補体（C5）阻害剤による適切な治療を行っても十分な効果が得られない場合に、補体（C5）阻害剤と併用して投与すること。」とされているので、本製剤の投与開始に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に、治療として使用している薬剤の品名及び使用期間を記載すること。

(2) ターゼナカプセル 0.1mg、同カプセル 0.25mg 及び同カプセル 1mg

①BRCA 遺伝子変異陽性の遠隔転移を有する去勢抵抗性前立腺癌

本製剤を「BRCA 遺伝子変異陽性の遠隔転移を有する去勢抵抗性前立腺癌」に用いる場合は、効能又は効果に関連する注意において、「承認された体外診断用医薬品又は医療機器を用いた検査により、BRCA 遺伝子変異を有することが確認された患者に投与すること。」とされているので、BRCA 遺伝子変異を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること。

なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず当該検査の実施年月日を記載すること。

②がん化学療法歴のある BRCA 遺伝子変異陽性かつ HER2 陰性の手術不能又は再発乳癌

本製剤を「がん化学療法歴のある BRCA 遺伝子変異陽性かつ HER2 陰性の手術不能又は再発乳癌」に用いる場合は、効能又は効果に関連する注意において、「承認された体外診断用医薬品又は医療機器を用いた検査により、生殖細胞系列の BRCA 遺伝子変異（病的変異又は病的変異疑い）を有することが確認された患者に投与すること。」とされているので、BRCA 遺伝子変異を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること。

なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の

初回投与に当たっては、必ず当該検査の実施年月日を記載すること。

(3) ラパリムス顆粒 0.2%

本製剤は、既に薬価収載後1年以上経過している「ラパリムス錠 1mg」（以下「既収載品」という。）と有効成分が同一であり、今般、既収載品において難治性脈管腫瘍及び難治性脈管奇形に係る効能・効果及び用法・用量が追加されたことに合わせ、当該用法・用量に必要となる製剤として承認された医薬品であることから、揭示事項等告示第10第2号(一)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限（14日間を限度とする。）は適用されないものであること。

(4) ヒフデュラ配合皮下注

- ① 本製剤はエフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ② 医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算は算定できないものであること。

5 関係通知の一部改正について

- (1) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（令和4年11月15日付け保医発1115第9号）の記の4の(7)を次のように改める。

(7) メンクアッドフィ筋注

本製剤は、エクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）、スチムリマブ（遺伝子組換え）、ペグセタコプラン、ジルコプランナトリウム又はダニコパン投与患者に使用した場合に限り算定できるものであるので、これらの製剤のうちいずれかの投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること（同一の診療報酬明細書においてこれらの製剤のうちいずれかの投与が確認できる場合を除く。）。

- (2) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）の一部を次のように改正する。

- ① 別添1第2章第2部第3節C200(1)中「及びトラロキヌマブ製剤」を「、トラロキヌマブ製剤及びエフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤」に改める。
- ② 別添3区分01(5)イ中「及びトラロキヌマブ製剤」を「、トラロキヌマブ製剤及びエフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤」に改める。
- ③ 別添3別表2中「及びトラロキヌマブ製剤」を「、トラロキヌマブ製剤及びエフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤」に改める。
- ④ 別添3別表3中「トラロキヌマブ製剤」の次に「エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤」を加える。

(3) 「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和6年3月5日付け保医発0305第2号）を以下のとおり改正する。

① 別紙3に別添1に掲げる医薬品を加え、令和6年4月17日から適用すること。

別紙3 診療報酬における加算等の算定対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」
※令和6年4月17日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
外用薬	2699801V1165	精製白糖・ポビドンヨード	1 g	ユーバスタ軟膏	テイカ製薬	12.40

(参考1)

薬価基準告示

No		薬価基準名	成分名	規格単位	薬価
1	内用薬	ゾキンヴィカプセル50mg	ロナファルニブ	50mg 1 カプセル	91,796.40
2	内用薬	ゾキンヴィカプセル75mg	ロナファルニブ	75mg 1 カプセル	136,544.00
3	内用薬	ターゼナカプセル0.1mg	タラゾバリプトシル酸塩	0.1mg 1 カプセル	3,920.70
4	内用薬	ターゼナカプセル0.25mg	タラゾバリプトシル酸塩	0.25mg 1 カプセル	9,576.00
5	内用薬	ターゼナカプセル1mg	タラゾバリプトシル酸塩	1mg 1 カプセル	21,547.10
6	内用薬	ボイデヤ錠50mg	ダニコバン	50mg 1 錠	2,259.20
7	内用薬	ラバリムス顆粒0.2%	シロリムス	0.2% 1 g	3,010.20
8	注射薬	アイリーア 8mg硝子体内注射液114.3mg/mL	アフリベルセプト（遺伝子組換え）	8mg0.07mL 1 瓶	181,763
9	注射薬	イブグリース皮下注250mgオートインジェクター	レプリキズマブ（遺伝子組換え）	250mg 2 mL1キット	61,520
10	注射薬	イブグリース皮下注250mgシリンジ	レプリキズマブ（遺伝子組換え）	250mg 2 mL 1 筒	61,520
11	注射薬	エヴキーザ点滴静注液345mg	エビナクマブ（遺伝子組換え）	345mg2.3mL 1 瓶	1,409,928
12	注射薬	ヒフデュラ配合皮下注	エフガルチギモド アルファ（遺伝子組換え）・ボルヒアルロニダーゼ アルファ（遺伝子組換え）	5.6mL 1 瓶	604,569
13	注射薬	フィコンバ点滴静注用 2mg	ペランバネル水和物	2mg 1 瓶	1,962
14	注射薬	レプロジル皮下注用25mg	ルスパテルセプト（遺伝子組換え）	25mg 1 瓶	184,552
15	注射薬	レプロジル皮下注用75mg	ルスパテルセプト（遺伝子組換え）	75mg 1 瓶	551,000
16	外用薬	ユーバスタ軟膏	精製白糖・ボビドンヨード	1 g	12.40

(参考2)

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働告示第60号）の一部改正
（令和6年7月1日より適用）

（単位：円）

医薬品コード	品 名	規 格 単 位	現行薬価	調整後薬価
2190044F1020	ケレンディア錠10mg	10mg 1 錠	147.90	143.90
2190044F2027	ケレンディア錠 20mg	20mg 1 錠	211.60	205.80
6250051M1028	ラゲブリオカプセル 200mg	200mg 1 カプセル	2,357.80	2,164.90

揭示事項等告示

別表第1（令和6年9月30日まで）

No		薬価基準名	成分名	規格単位
1	注射薬	ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン1 g 20mL注射液	ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	1 g 20mL 1 瓶
2	注射薬	ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン2.5 g 50mL注射液	ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	2.5 g 50mL 1 瓶

(参考4)

掲 示 事 項 等 告 示

別表第2（令和7年3月31日まで）

N o		薬価基準名	成分名	規格単位
1	内用薬	カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム10％散	カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム水和物	10％ 1 g
2	内用薬	ゾテピン10％細粒	ゾテピン	10％ 1 g
3	内用薬	ゾテピン25mg錠	ゾテピン	25mg 1 錠
4	内用薬	ゾテピン50mg錠	ゾテピン	50mg 1 錠
5	内用薬	ゾテピン100mg錠	ゾテピン	100mg 1 錠
6	内用薬	ドネベジル塩酸塩10mgゼリー	ドネベジル塩酸塩	10mg 1 個
7	内用薬	トランドラブリル0.5mg錠	トランドラブリル	0.5mg 1 錠
8	内用薬	ニカルジピン塩酸塩10mg錠	ニカルジピン塩酸塩	10mg 1 錠
9	内用薬	ニカルジピン塩酸塩20mg錠	ニカルジピン塩酸塩	20mg 1 錠
10	内用薬	バラシクロビル塩酸塩500mg錠	バラシクロビル塩酸塩	500mg 1 錠
11	内用薬	ビンドロール 5 mg錠	ビンドロール	5 mg 1 錠
12	内用薬	ミルナシプラン塩酸塩25mg錠	ミルナシプラン塩酸塩	25mg 1 錠
13	注射薬	アルガトロバン10mg20mL注射液	アルガトロバン水和物	10mg20mL 1 管
14	注射薬	アルプロスタジル10 μ g 2 mLキット	アルプロスタジル	10 μ g 2 mL 1 筒
15	注射薬	イオバミドール（300）20mL注射液	イオバミドール	61.24％20mL 1 瓶
16	注射薬	イオバミドール（300）50mL注射液	イオバミドール	61.24％50mL 1 瓶
17	注射薬	イオバミドール（300）100mL注射液	イオバミドール	61.24％100mL 1 瓶
18	注射薬	イオバミドール（370）20mL注射液	イオバミドール	75.52％20mL 1 瓶
19	注射薬	イオバミドール（370）50mL注射液	イオバミドール	75.52％50mL 1 瓶
20	注射薬	イオバミドール（370）100mL注射液	イオバミドール	75.52％100mL 1 瓶
21	注射薬	エダラボン30mg100mLキット	エダラボン	30mg100mL 1 キット
22	注射薬	ガベキサートメシル酸塩100mg注射用	ガベキサートメシル酸塩	100mg 1 瓶
23	注射薬	シチコリン 5 ％10mL注射液	シチコリン	5 ％10mL 1 管
24	注射薬	シチコリン12.5％ 2 mL注射液	シチコリン	12.5％ 2 mL 1 管
25	注射薬	シチコリン25％ 4 mL注射液	シチコリン	25％ 4 mL 1 管
26	注射薬	シプロフロキサシン200mg100mL注射液	シプロフロキサシン	200mg100mL 1 袋
27	注射薬	シプロフロキサシン400mg200mL注射液	シプロフロキサシン	400mg200mL 1 袋
28	注射薬	シベレスタットナトリウム100mg注射用	シベレスタットナトリウム水和物	100mg 1 瓶
29	注射薬	セフォチアム塩酸塩 1 g 静注用	セフォチアム塩酸塩	1 g 1 瓶
30	注射薬	セフォチアム塩酸塩250mg静注用	セフォチアム塩酸塩	250mg 1 瓶
31	注射薬	セフォチアム塩酸塩500mg静注用	セフォチアム塩酸塩	500mg 1 瓶
32	注射薬	ピペラシリンナトリウム 1 g 注射用	ピペラシリンナトリウム	1 g 1 瓶
33	注射薬	ピペラシリンナトリウム 2 g 注射用	ピペラシリンナトリウム	2 g 1 瓶
34	注射薬	メロペネム500mgキット	メロペネム水和物	500mg 1 キット（生理食塩液100mL付）
35	注射薬	レボホリナートカルシウム25mg注射用	レボホリナートカルシウム	25mg 1 瓶
36	外用薬	クロバタゾールプロピオン酸エステル0.05％軟膏	クロバタゾールプロピオン酸エステル	0.05％ 1 g

N o		薬価基準名	成分名	規格単位
37	外用薬	ジクロフェナクナトリウム（30mg）10cm×14cm貼付剤	ジクロフェナクナトリウム	10cm×14cm 1 枚
38	外用薬	タカルシトール0.0002%クリーム	タカルシトール水和物	0.0002% 1 g
39	外用薬	タカルシトール0.0002%軟膏	タカルシトール水和物	0.0002% 1 g
40	外用薬	ユーバスタコーワ軟膏	精製白糖・ポリドンヨード	1 g

(参考：新旧対照表)

◎ 「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（令和４年１１月１５日付け保医発１１１５第９号）の記の４の（７）

(傍線部分は改正部分)

改 正 後		現 行
4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (4) メンクアッドファイ筋注 本製剤は、エクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）、スチムリマブ（遺伝子組換え）、ペグセタコブラン、 <u>ジルコブラナトリウム又はダニコパン</u> 投与患者に使用した場合には限り算定できるので、これらの製剤のうちいずれかの投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること（同一の診療報酬明細書においてこれらの製剤のうちいずれかの投与が確認できる場合を除く。）。	4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (4) メンクアッドファイ筋注 本製剤は、エクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）、スチムリマブ（遺伝子組換え）、ペグセタコブラン又は <u>ジルコブラナトリウム</u> 投与患者に使用した場合には限り算定できるので、これらの製剤のうちいずれかの投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること（同一の診療報酬明細書においてこれらの製剤のうちいずれかの投与が確認できる場合を除く。）。	

改 正 後	現 行
別添1 第2章 特掲診療料 第2部 在宅医療 第3節 薬剤料 C200 薬剤 (1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。 【厚生労働大臣の定める注射薬】 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェéronアルファ製剤、インターフェéronベータ製剤、ブプレニルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジンI ₂ 製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、ス	別添1 第2章 特掲診療料 第2部 在宅医療 第3節 薬剤料 C200 薬剤 (1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。 【厚生労働大臣の定める注射薬】 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェéronアルファ製剤、インターフェéronベータ製剤、ブプレニルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジンI ₂ 製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、ス

マトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾニン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾニン酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・レーシステイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アボモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキスマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバンセント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドモルフォニン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドコロチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダナーゼ アルファ製剤、アガルシダナーゼ ベータ製剤、アルグルコシダナーゼ アルファ製剤、イデュルスルファナーゼ製剤、イミグルセラナーゼ製剤、エロスルファナーゼ アルファ製剤、ガルスルファナーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセ	マトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾニン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾニン酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・レーシステイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アボモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキスマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバンセント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドモルフォニン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドコロチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダナーゼ アルファ製剤、アガルシダナーゼ ベータ製剤、アルグルコシダナーゼ アルファ製剤、イデュルスルファナーゼ製剤、イミグルセラナーゼ製剤、エロスルファナーゼ アルファ製剤、ガルスルファナーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセ
---	---

ラーゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレスマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、濃縮乾燥人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パピナフスプ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤及び<u>トロキスマブ製剤</u> 別添 3 区分 0 1 調剤料 (1)～(4) (略) (5) 注射薬 ア (略) イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子加活性化第Ⅶ因子製剤	ラーゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレスマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、濃縮乾燥人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パピナフスプ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、<u>トロキスマブ製剤及びエフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤</u> 別添 3 区分 0 1 調剤料 (1)～(4) (略) (5) 注射薬 ア (略) イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子加活性化第Ⅶ因子製剤
--	---

子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗癌性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC 製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグランジンI₂ 製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマンント製剤、スマトリブタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメンホルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-シスステイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤及びセルトリズマブパペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプレチン製剤、アバタセプト製剤、p H 4 処理酸性人免疫グロブリン(皮	子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗癌性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC 製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグランジンI₂ 製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマンント製剤、スマトリブタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメンホルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-シスステイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤及びセルトリズマブパペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプレチン製剤、アバタセプト製剤、p H 4 処理酸性人免疫グロブリン(皮
--	--

下注射) 製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバン[®]ト製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフオン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾン コハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーズ製剤、イミグルセラーズ製剤、エロスルフアーズ アルファ製剤、ガルスルフアーズ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラーズ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレスマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、濃縮乾燥人 C1-インアクチベート製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビルドパ水和物配合剤、ペグバリアーズ製剤、パビナフスプ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼパルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキ	下注射) 製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバン[®]ト製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフオン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾン コハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーズ製剤、イミグルセラーズ製剤、エロスルフアーズ アルファ製剤、ガルスルフアーズ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラーズ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレスマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、濃縮乾燥人 C1-インアクチベート製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビルドパ水和物配合剤、ペグバリアーズ製剤、パビナフスプ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼパルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキ
--	--

スマブ製剤及びエフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤) に限る。 なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」、「オキシコドン塩酸塩製剤」及び「ヒドロモルフオン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患者に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患者に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。 ウ～オ (略) (6)～(13) (略) 別表 2 ○ インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤 (活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。)、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒	キシマブ製剤) に限る。 なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」、「オキシコドン塩酸塩製剤」及び「ヒドロモルフオン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患者に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患者に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。 ウ～オ (略) (6)～(13) (略) 別表 2 ○ インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤 (活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。)、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒
--	---

球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロニンアルファ製剤、インターフェロニンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジンC製剤、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-シス테인塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アタセプト製剤、pH4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、セクキスマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤、ヒドコロチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデググルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ガルカナズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレスマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、濃縮乾燥人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーズ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン	球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロニンアルファ製剤、インターフェロニンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジンC製剤、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-シス테인塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アタセプト製剤、pH4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、セクキスマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤、ヒドコロチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデググルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ガルカナズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレスマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、濃縮乾燥人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーズ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン
---	---

製剤、ジルコプラナンナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼ <u>ペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤及び</u> <u>エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アル</u> <u>ファ配合剤</u>の自己注射のために用いるデイスポージャーザブル注射 器（針を含む。） ○ 万年筆型注入器用注射針 ○ 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」の別 表のⅠに規定されている特定保険医療材料	製剤、ジルコプラナンナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼ ペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤及びトラロキヌマブ製剤の 自己注射のために用いるデイスポージャーザブル注射器（針を含む。） ○ 万年筆型注入器用注射針 ○ 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」の別 表のⅠに規定されている特定保険医療材料
別表 3	別表 3
インスリン製剤	インスリン製剤
ヒト成長ホルモン剤	ヒト成長ホルモン剤
遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤	遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤
遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤	遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤
乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤	乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤
遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤	遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤
乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び 乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）	乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び 乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）
性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤	性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤
性腺刺激ホルモン製剤	性腺刺激ホルモン製剤
ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体	ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体
ソマトスタチンアナログ	ソマトスタチンアナログ
顆粒球コロニー形成刺激因子製剤	顆粒球コロニー形成刺激因子製剤
インターフェロニンアルファ製剤	インターフェロニンアルファ製剤

インターフェロンベータ製剤 ブプレノフィン製剤 抗悪性腫瘍剤 グルカゴン製剤 グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト ヒトソマトメジンC製剤 エタネルセプト製剤 ペグビソマンント製剤 スマトリプタン製剤 グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン 塩酸塩配合剤 アダリムマブ製剤 テリパラチド製剤 アドレナリン製剤 ヘパリンカルシウム製剤 アボモルヒネ塩酸塩製剤 セルトリズマブペゴル製剤 トシリズマブ製剤 メトレレプチン製剤 アバタセプト製剤 p H 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤 アスホターゼ アルファ製剤 グラチラマー酢酸塩製剤 セクキヌマブ製剤 エボロクマブ製剤	インターフェロンベータ製剤 ブプレノフィン製剤 抗悪性腫瘍剤 グルカゴン製剤 グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト ヒトソマトメジンC製剤 エタネルセプト製剤 ペグビソマンント製剤 スマトリプタン製剤 グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン 塩酸塩配合剤 アダリムマブ製剤 テリパラチド製剤 アドレナリン製剤 ヘパリンカルシウム製剤 アボモルヒネ塩酸塩製剤 セルトリズマブペゴル製剤 トシリズマブ製剤 メトレレプチン製剤 アバタセプト製剤 p H 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤 アスホターゼ アルファ製剤 グラチラマー酢酸塩製剤 セクキヌマブ製剤 エボロクマブ製剤
---	---

ブロードルマブ製剤 アリロクマブ製剤 ベリムマブ製剤 イキシセキズマブ製剤 ゴリムマブ製剤 エミシズマブ製剤 イカチバン ト製剤 サリルマブ製剤 デュピルマブ製剤 インスリン・グルカゴン様ペプチド－1 受容体アゴニスト配合剤 ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤 遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤 ブロスマブ製剤 メボリズマブ製剤 オマリズマブ製剤 テデュグルチド製剤 サトラリズマブ製剤 ガルカネズマブ製剤 オフアツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレスマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カプラシズマブ製剤 濃縮乾燥人 C1-インアクチベート製剤 フレマネズマブ製剤	ブロードルマブ製剤 アリロクマブ製剤 ベリムマブ製剤 イキシセキズマブ製剤 ゴリムマブ製剤 エミシズマブ製剤 イカチバン ト製剤 サリルマブ製剤 デュピルマブ製剤 インスリン・グルカゴン様ペプチド－1 受容体アゴニスト配合剤 ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤 遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤 ブロスマブ製剤 メボリズマブ製剤 オマリズマブ製剤 テデュグルチド製剤 サトラリズマブ製剤 ガルカネズマブ製剤 オフアツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレスマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カプラシズマブ製剤 濃縮乾燥人 C1-インアクチベート製剤 フレマネズマブ製剤
--	--

メトトレキサート製剤 チルゼパチド製剤 ビメキズマブ製剤 ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤 ペグバリアーゼ製剤 ラナデルマブ製剤 ネモリズマブ製剤 ペグセタコプラン製剤 ジルコプランナトリウム製剤 コンシズマブ製剤 テゼペルマブ製剤 オゾラリズマブ製剤 トラロキスマブ製剤 エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ	メトトレキサート製剤 チルゼパチド製剤 ビメキズマブ製剤 ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤 ペグバリアーゼ製剤 ラナデルマブ製剤 ネモリズマブ製剤 ペグセタコプラン製剤 ジルコプランナトリウム製剤 コンシズマブ製剤 テゼペルマブ製剤 オゾラリズマブ製剤 トラロキスマブ製剤 (新設)
<u>配合剤</u>	